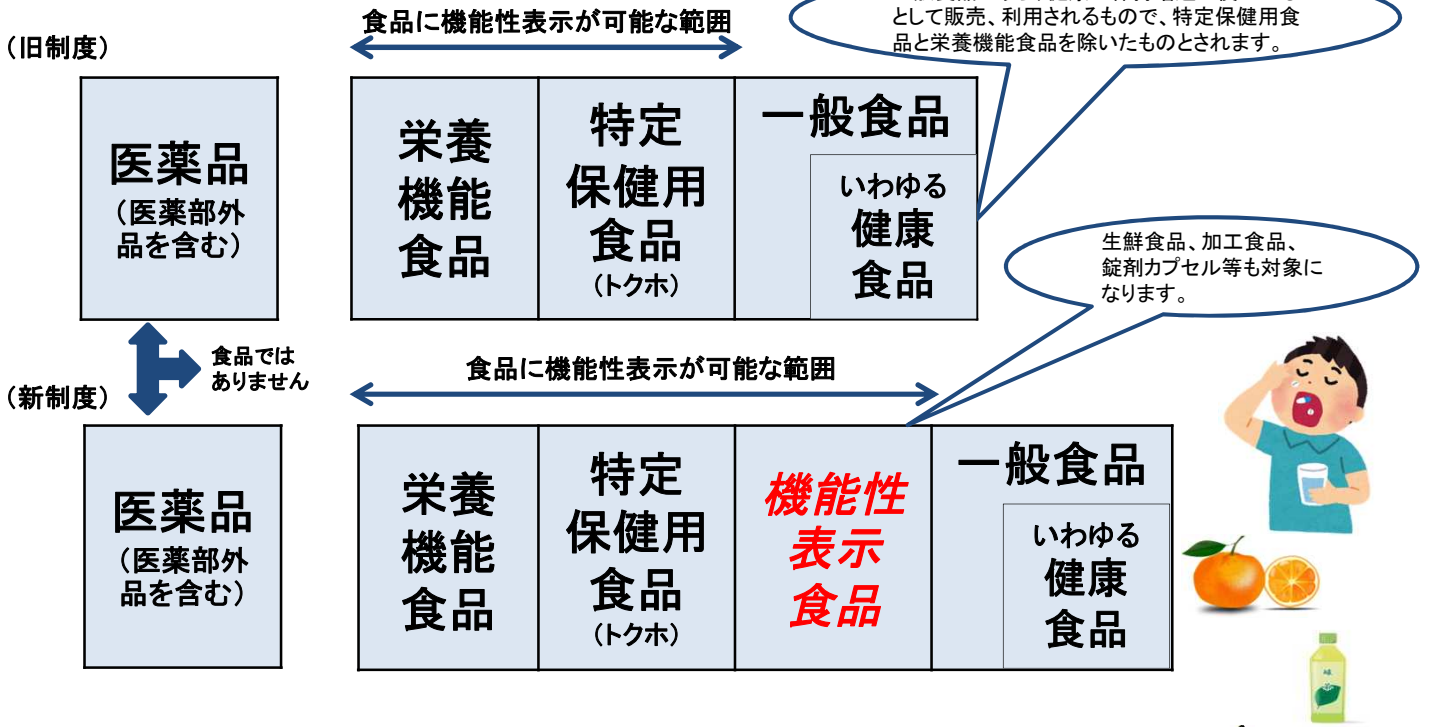


ぐんま知っ得食品表示

Vol.2 (平成27年4月発行)
発行元：群馬県健康福祉部
食品安全局食品安全課

今まで食品の栄養成分や特定の保健を目的とした機能性を表示できるのは「**栄養機能食品**」、「**特定保健用食品（トクホ）**」でしたが、「**機能性表示食品**」が加わり、新たな「**機能性表示制度**」が平成27年4月から始まります！



栄養機能食品、特定保健用食品（トクホ）、**機能性表示食品**の違いってなに？

	栄養機能食品	特定保健用食品 (トクホ)	機能性表示食品
制度	国の許可は必要なく、特定の栄養素の表示に限定	事業者が成果を確認する資料を示し、国が審査の上で許可	事業者が実験や研究論文等で成果を確認し、国へ届出
表示例	カルシウムは骨や歯の形成に必要な栄養素です	おなかの調子を整えます	目の健康をサポート
対象成分	ビタミン13種、ミネラル6種、n-3系脂肪酸の20種	食物繊維、オリゴ糖、カテキンなど多種類	ビタミン・ミネラルや成分が特定できないものは除く(トクホと重複する場合あり)
マーク	なし	 	なし

機能性表示食品はこんな感じで表示されます



お茶（ペットボトル飲料）



名称：〇〇茶
 原材料名：〇〇茶（国産）、…
 内容量：350ml
 賞味期限：キャップに記載
 保存方法：直射日光を避けて保管
 製造者：（株）〇〇
 〇〇県〇〇市〇〇
 届出番号：〇〇〇〇〇

【機能性表示食品】
 カテキンが脂肪を消費しやすくする

一日摂取目安量 1本 350ml
 熱量 〇〇kcal
 たんぱく質 〇〇g
 脂質 〇〇g
 炭水化物 〇〇g
 食塩相当量 〇〇g

一日摂取目安あたりの機能性関与成分の含有量：
 カテキン〇mg
 一日あたりの摂取目安量：1本
 摂取方法：1日1本を目安にお飲みください
 摂取する上での注意：
 連絡先（株）〇〇
 電話：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

本品は特定保健用食品とは異なり、消費者庁長官による個別審査を受けたものではありません。
 本品は疾病の診断、治療、予防を目的としたものではありません。
 疾病に罹患している場合には医師に、医薬品を服用している場合は薬剤師に相談してください。
 体調に異変を感じた際には、速やかに摂取を中止し、医師に相談してください。

※表示例であるため、このとおりに表示される訳ではありません

みかん（生鮮食品）



名称：みかん
 原産地：〇〇県

【機能性表示食品】
 β-クリプトキサンチンを含み、骨の健康を保つ食品です。
 更年期以降の女性の方に適しています。

栄養成分 1日当たりの摂取目安
 熱量 〇〇kcal
 たんぱく質 〇〇g
 脂質 〇〇g
 炭水化物 〇〇g
 食塩相当量 〇〇g

一日摂取目安あたりの機能性関与成分の含有量：
 β-クリプトキサンチン〇mg
 一日あたりの摂取目安量：〇個
 連絡先：〇〇みかんの里
 住所：〇〇県〇〇市〇〇
 電話：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
 届出番号：〇〇〇〇〇
 摂取方法：食後にお召し上がりください

本品は特定保健用食品とは異なり、消費者庁長官による個別審査を受けたものではありません。
 本品は疾病の診断、治療、予防を目的としたものではありません。
 疾病に罹患している場合には医師に、医薬品を服用している場合は薬剤師に相談してください。
 体調に異変を感じた際には、速やかに摂取を中止し、医師に相談してください。

※表示例であるため、このとおりに表示される訳ではありません

機能性表示食品を利用する上での注意点



- ・偏食を避けて、正しい食生活を送ることが基本
- ・医薬品的な効果を期待せず、食品の1つであるということをよく認識して、補助的に利用する
- ・広告や宣伝に惑わされず、表示をよく読んで、安全性や品質、機能性を理解した上で正しく利用する
- ・医薬品との併用は避け、体調に異変を感じたら、直ちに摂取をやめ、必要に応じて医療機関へ受診する

食品表示に関する問合せは下記電話番号へ

機能性表示制度に関する情報は消費者庁のホームページでも確認できます

<http://www.caa.go.jp/foods/index18.html>

健康食品に関する情報は（独）国立健康・栄養研究所のホームページでも確認できます

<https://hfnet.nih.go.jp/>



群馬県健康福祉部食品安全局食品安全課
 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
 電話：027-226-2424
 FAX：027-221-3292
 MAIL：shokuanze@pref.gunma.lg.jp

